

一般社団法人 J B C R G 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 J B C R G (英文名 Japan Breast Cancer Research Group) と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、今日及び明日の乳がん患者のため、乳がん医療及び臨床試験にかかる学術及び科学技術の振興に寄与するとともに、乳がんに対する診療技術向上の促進と臨床試験及び基礎的研究を通じた治療選択肢の創出・改善により乳がんの克服をはかることで公衆衛生の向上に寄与し、もって公共の利益に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条に掲げる公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内及び多国間における乳がんの臨床試験及び基礎的研究の計画・運営・推進
- (2) 国内外の乳がん医療・臨床試験に関する情報の調査研究と普及・振興及び医療者教育
- (3) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的及び事業に賛同して入会した医師個人
- (2) 一般会員 当法人の事業に参加するために入会した個人
- (3) 名誉会員 当法人の活動に多大に功績のあったと認められる個人

2 当法人が実施する研究事業への参加が承認された医療機関の診療科もしくは診療グループに所属する前項の正会員、一般会員のうち1名の会員を施設代表会員とする。

3 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は代表理事の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、当法人の目的を達成するための事業活動に必要な経費を支払う義務を負うものとする。なお、経費の額は、総会において別に定める。

2 納付済みの経費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(正会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 当法人の総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告書の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として事業年度終了の翌日から3ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会がその招集を決議したとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、代表理事に対し総会の目的である事項及び招集の理由を書面にて示して、開催の請求があったとき。

3 代表理事は、前項第1号の理事会決議があった場合、又は前項第2号の請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開催するものとする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。

(招集の方法)

第15条 総会を招集するときは、会日より1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は法令に従い電磁的方法により通知を発するものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に差し支えがある場合には、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第17条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、総会の開始前に他の正会員に対し代理権授与を証明する書面（委任状）又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により議長に提出することにより、代理人によって議決権の行使をすることができる。

(決議)

第19条 総会における決議事項は、第15条の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、議長を除く出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に挙げる総会の決議は特別決議とし、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 法人の解散及び継続
- (7) 吸収合併契約、新設合併契約

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(総会議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年、10年間、主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人が、議長とともに記名押印する。

第5章 役員

(設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上21名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。代表理事は、法人を代表し、法人の業務を統轄する。

3 代表理事以外の理事のうち5名を常任理事とする。

4 前項の常任理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(選任及び選定)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び常任理事は、理事会の決議によって正会員である理事の中から選定する。

3 第1項、第2項に定める役員の選考は、別に定める「役員選任及び候補者選出規程」による。

(構成)

第24条 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事には、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び常任理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 当法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は3回までとする。

3 理事は、満65歳に達した日以後、最初の任期満了時をもって定年とする。

4 監事は、満70歳に達した日以後、最初の任期満了時をもって定年とする。

5 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

6 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（役員解任）

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（名誉顧問）

第29条 当法人に名誉顧問若干名を置くことができる。

2 名誉顧問は、代表理事経験者のうちから、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 名誉顧問は、当法人の運営に関して代表理事の諮問に応え、又は代表理事に対して意見を述べることができる。

4 名誉顧問の任期は、委嘱の都度代表理事が定めるものとする。

5 名誉顧問は、無報酬とする。

(理事及び監事の報酬等)

第30条 理事は、無報酬とする。

2 監事に対しては、総会において別に定める報酬額の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事に差し支えがある場合には、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に差し支えがある場合には、理事会があらかじめ定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもってこれを決する。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議すべき事項について提案した場合、その提案について、決議に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 常任理事会

(構成)

第39条 当法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、代表理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第40条 常任理事会は、理事会に付議する事項を処理する。

2 常任理事会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(基金)

第41条 当法人は、基金を引き受けるものの募集をすることができる。

2 拋出された基金は、基金の拋出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを掲載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第45条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 事務局及びデータセンター、委員会

(設置)

第46条 当法人の事務の処理又は事業の支援をするため、事務局及びデータセンターを置く。

2 事務局及びデータセンターには職員を置く。事務局及びデータセンターの職員は、代表理事が任免する。

3 前項の規定にかかわらず、事務局長、データセンター長、及びこれに準ずる重要や役職への使用人の選任及び解任は理事会の決議による。

4 当法人に委員会を置く。委員会の構成、委員の職務及び権限は、別に定める「委員会規程」による。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

作成 平成19年2月13日

改正 平成21年5月23日

改正 平成21年10月23日

改正 平成23年5月23日

改正 平成24年5月26日

改正 平成25年1月14日

改正 平成26年7月1日

改正 平成27年5月23日

改正 平成29年5月26日

改正 令和3年1月29日

改正 令和5年6月10日

改正 令和6年6月8日

改正 令和8年6月6日